

仙台青葉会 運営細則

仙台青葉会規約（以下、「規約」という）に基づく、運営細則を下記のとおり定める。

第1条 規約第1条の会の名称は、「青葉会」を通称として一般的に利用する。

第2条 規約第6条の業種の定義は役員会で定める。

第3条 規約第8条の会員種別については、次のとおりとする。

- (1) 個人会員（登録された個人のみので例会およびイベントへの参加可能）
- (2) 法人会員（登録された法人の記名役員・社員追加1名も参加可能）

第4条 規約第10条の徴収については次のとおりとする。

- (1) 入会金 入会時に一括納付とする。
- (2) 会費 定時総会開催時（4月）の翌月末（5月末日）までの納付とする。

第5条 規約第11条の例会については、次のとおりとする。

- (1) 会場は固定会場を基本とし、適宜移動例会を実施するものとする。
- (2) 会場は貸し切り会場または個室会場とする。
- (3) 例会の会費は、概ね5,000～6,000円程度（消費税別途）とする。
- (4) 例会の通知方法は、LINEおよびEメール等を活用する。

- (5) 例会の出欠方法は、出欠確認アプリおよびサイトを利用する。
- (6) 例会の案内通知は、例会開催時に次回の例会通知を行うものとする。
- (7) その他詳細は担当部会が決定する。

第6条 規約第12条の休会については原則として認めない（やむをえない事情は協議）

除籍については、例会の2回以上の無断欠席（出席未回答を含む）は除籍とする。

第7条 規約第13条の部会の役割については次のとおりとする。

- (1) 第1部会 例会の運営、寄付・ボランティアの実施
- (2) 第2部会 各種イベント（セミナー・ゴルフコンペ・旅行等）の運営

第8条 規約第15条に定める事務局の運営費用は、50,000円（税別）とし、事務局の

存する場所の会社に、間借り代・光熱費・用紙代・事務経費として支払う。支払時期は年度初めとする。

第9条 当会には、顧問弁護士を置き会員が相談できるものとする。

顧問費用は、協議により別途定めるものとする。

第10条 規約第18条の慶弔規定については下記のとおりとする。

慶弔金の金額については、各1万円とする。

- (1) 慶事（会員の結婚、会員および配偶者の出産）

- (2) 弔事（会員の死亡、会員の配偶者および1親等以内の親族の死亡）
- (3) 見舞い（会員の入院 ※1週間以上）
- (4) 餞別（会員の転勤等 ※法人会員等で会員継続の場合）
- (5) その他

第11条 会員記念品として、入会時にバッジを進呈（個人会員は1個、法人会員は2個）

紛失時には実費にて再交付可能とする。長期入会者（概ね10年以上）および年度毎の例会皆勤者（年度途中入会者については12か月経過後）についてはプレミアムバッジを進呈する。

ただし、プレミアムバッジの進呈については、入会期間中1個とする。（紛失時は実費にて再交付可能）

第12条 本運営細則に定められていない事項については、役員会および各部会にて協議して定める。

令和2年4月1日 制定

令和4年4月1日 改訂

令和5年4月1日 改訂